

# 金沢大学版「到達目標」：民事訴訟実務の基礎

## 目次

### 第1章 要件事実の理解に関する共通の到達目標

- 1-1 訴訟物
- 1-2 攻撃防御方法
- 1-3 具体的設例における分析
- 1-4 表現能力

### 第2章 事実認定の理解に関する共通の到達目標

- 2-1 認否
- 2-2 事実認定の構造
- 2-3 証拠
- 2-4 経験則

### 第3章 典型的な紛争解決手続である民事訴訟手続の理解に関する共通の到達目標

## 第1章 要件事実の理解に関する共通到達目標

### 1-1 訴訟物

- 訴訟物の概念・機能を説明することができる。
- 具体的な設例において訴訟物を明示して説明することができる。
- ☆具体的な設例において訴訟物を適切に選択することができる。

### 1-2 攻撃防御方法

- 法律要件・要件事実の概念・機能を説明することができる。
- 請求原因・抗弁などの概念・機能を説明することができる。
- 民事実体法の理解を踏まえ、権利の発生原因、発生障害、消滅、阻止の各事実の概念・機能
- ☆民事実体法の理解を踏まえ、攻撃防御方法の主張及び判断の要否を具体例に即して説明することができる。

### 1-3 具体的設例における分析

- 典型的な訴訟物及びこれに関する攻撃防御方法についての具体的な設例（例えば、売買契約や消費貸借契約、賃貸借契約上の権利、所有権などをめぐる紛争設例を素材とすることが考えられる。）において、攻撃防御方法を把握し、主張の分析・整理をすることができる。
- ☆具体的な設例において、規範的要件または黙示の意思表示の評価根拠事実及び評価障害事実を把握することができる。

### 1-4 表現能力

- 前記1-3において行った主張の分析・整理を簡潔な文章で適切に表現することができる。

## 第2章 事実認定の理解に関する共通到達目標

### 2-1 認否

- 主要事実に関する主張に対する認否（自白、否認、不知、沈黙）の概念・機能を具体例に即して説明することができる。

### 2-2 事実認定の構造

- 事実認定の対象事実（主要事実・間接事実・補助事実）を具体例に即して説明することができる。
- 簡易な具体的設例において、事実認定の対象事実の構造（法的主張とこれを直接裏付け又は推認させる具体的事実の関係構造）の概略を説明することができる。
- 事実認定に関する基本的なルール（自白、争いのない事実、顕著な事実、法律

上の推定、暫定真実、自由心証主義、証拠共通の原則等) について、具体的な設例において説明することができる。

○本証・反証の異同について具体例に即して説明することができる。

☆間接事実・反対間接事実の関係と規範的要件の評価根拠事実・評価障害事実の関係との異同について説明することができる。

## 2-3 証拠

○証拠方法（人証、書証、その他）の概念・機能・特徴と、証拠調べの方法を説明することができる。

○証拠の収集に関する基本的な制度を説明することができる。

○書証における成立、成立の推定、実質的証拠力について具体的な設例において説明することができる。

○処分証書・報告文書の特徴を説明することができる。

○交互尋問の意義と機能について、その手続の概略とともに説明することができる。

○弁論の全趣旨の概念・機能について説明することができる。

## 2-4 経験則

○経験則の概念・機能について説明することができる。

☆簡易かつ典型的な事例について、主要事実を経験則により推認させる間接事実及び推認を妨げる反対間接事実を摘示することができる。

## 第3章 典型的な紛争解決手続である民事訴訟手続の理解に関する共通の到達目標

○民事訴訟手続の各段階における裁判所や訴訟代理人の役割、活動内容等について、具体的な手続の中で以下の観点からイメージすることができる。

- ① 訴えの提起前における訴訟代理人の役割
- ② 訴えの提起に当たり、原告代理人が果たすべき役割
- ③ 訴えの提起から第1回口頭弁論期日までの手続に関し、被告代理人または裁判所が果たすべき役割
- ④ 第1回口頭弁論期日及び争点整理手続における裁判所の役割と訴訟代理人の訴訟活動
- ⑤ 証拠調べの手続における裁判所の役割と訴訟代理人の訴訟活動
- ⑥ 紛争解決の観点からの和解又は判決の意義や在り方、和解への裁判官（所）や訴訟代理人の関与の在り方等

△民事保全制度について、その意義と機能を理解するとともに、被保全権利と保全の必要性等に関し、その基本的な枠組みを理解している。

△民事執行制度について、その意義と機能を理解するとともに、債務名義、執行の種類・方法等について、基本的な枠組みを理解している。